

平成17年4月より「次世代育成支援対策推進法」に基づき、301人以上の社員を雇用する会社では、仕事と子育ての両立を図るために必要な雇用環境の整備等を進めるために「一般事業主行動計画」を策定し、都道府県労働局へ届け出ることになっています。わが社においても既に届出を済ませていますので、昨年の「ワーク・ライフ・バランスキャンペーン」同様に社員の皆さんには行動計画の実施に努めるようにしてください。
尚、行動計画は3年毎に策定し、実行することになっています。

告知

沖縄ツーリスト株式会社

行動計画

すべての社員がその能力を十分に発揮できるような雇用環境の整備を行うとともに、次のように行動計画を策定する。

- (1) 第1回 計画期間 平成17年4月1日から平成20年3月31日までの3年間
第2回 計画期間 平成20年4月1日から平成23年3月31日までの3年間

(2) 目標1 所定外労働(残業)の削減のための措置の実施

対 策 平成20年9月～所定外労働の原因の分析を各部署で実施

平成21年 社内広報により周知・啓発の実施、管理職に対する研修を年2回実施

(販売対策会議等で実施)

平成21年4月～各部署単位で、一週間に1日のノー残業デーを設定する

目標2 年次有給休暇の取得の促進のための措置の実施

対 策 平成20年9月～社内広報により周知・啓発の実施

平成21年4月～年次有給休暇の取得日数を一人当たり平均年間6日以上になるよう、取得計画を策定する。
また、取得日数を引き上げるよう管理職を中心に推進する。

平成22年4月～年次有給休暇の取得日数を一人当たり平均年間8日以上になるよう、取得計画を策定する。
前年同様、管理職を中心に取得キャンペーンを推進し、全社的に取得日数の改善を目指す。